

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | |
|------------|-------------------------------|------------------|-----|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 年月日 |
| 狭山市 | 平成三十一年度地籍簿四冊区（入間川・富士見二丁目の各一部） | 狭山第五十三地令和三年三月十五日 | |